

12 運輸

| 列コード | 行コード | 部門名称 |
|---------|----------|--------|
| 7111-01 | 7111-011 | 鉄道旅客輸送 |

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類39「鉄道業」のうち鉄道旅客輸送の活動を範囲とする。なお、鉄道業の行う鉄道輸送以外の事業及び車両修理等兼業部門は、アクティビティに従って、それぞれの部門に格付けされる。

(品目例示) JR, 公・民営の鉄道・軌道（普通鉄道、軌道、地下鉄道、モノレール鉄道、案内軌条式鉄道、鋼索鉄道、索道及び無軌条電車）の旅客輸送

(平成7年表からの変更点)

平成7年表の行部門「7111-011 鉄道旅客輸送（JR）」と「7111-012 鉄道旅客輸送（除JR）」を統合する。

(注意点) ① 鉄道業の車両・駅構内等における広告料及び物品販売、公衆電話、自動ロッカー等の営業料は、本部門の生産額には含めない。
② 「バス」等その他の輸送機関における車内及び構内営業等も同様の扱いとする。

(対応するISIC)

6010 鉄道輸送業

6021 その他の定期旅客陸上輸送業

| 列コード | 行コード | 部門名称 |
|---------|----------|--------|
| 7112-01 | 7112-011 | 鉄道貨物輸送 |

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類39「鉄道業」のうち鉄道貨物輸送の活動を範囲とする。

(品目例示) JR, 民営鉄道の貨物輸送

(対応するISIC)

6010 鉄道輸送業

| 列コード | 行コード | 部門名称 |
|---------|----------|------|
| 7121-01 | 7121-011 | バス |

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類40「道路旅客運送業」のうち、402「一般乗用旅客自動車運送業」及び4092「旅客軽車両運送業」を除いた活動を範囲とする。

(品目例示) 乗合バス業、貸切バス業、特定旅客自動車運送業の旅客輸送

(対応するISIC)

6021 その他の定期旅客陸上輸送業

6022 その他の不定期旅客陸上輸送業

| 列コード | 行コード | 部門名称 |
|---------|----------|-----------|
| 7121-02 | 7121-021 | ハイヤー・タクシー |

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類402「一般乗用旅客自動車運送業」及び細分類4092「旅客軽車両運送業」の活動を範囲とする。

(品目例示) ハイヤー・タクシー業、旅客軽車両運送業による旅客輸送

(対応するISIC)

6022 その他の不定期旅客陸上輸送業

| 列コード | 行コード | 部門名称 |
|---------|----------|--------|
| 7122-01 | 7122-011 | 道路貨物輸送 |

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類41「道路貨物運送業」のうち小分類414「集配利用運送業」を除いた活動を範囲とする。

(品目例示) トラック運送業（一般貨物、特別積合せ貨物、特定貨物）、貨物軽車両等運送業の貨物輸送

(対応するISIC)

6023 道路貨物運送業

| 列コード | 行コード | 部門名称 |
|----------|-----------|-------------|
| 7131-01P | 7131-011P | 自家輸送（旅客自動車） |

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 自己の需要に応じて、自家用自動車を使用して人の輸送（マイカー輸送を除く。）を行う活動を範囲とする。なお、貨物車を使用した旅客輸送も本部門に含める。

(注意点) ① 生産額は、自家用自動車輸送に要した財・サービスに係る経費の積み上げにより計算する。ただし、自家輸送に係る人件費が「9311-000 賃金・俸給」等の部門、車検・登録・車庫証明費用が「9404-000 間接税（除関税・輸入品商品税）」部門の範囲に含まれる等、粗付加価値部門に格付けられる経費は、付加価値を計上しない仮設部門である自家輸送部門に含めず、各列部門が、直接、それぞれの粗付加価値部門に計上する。
② 各産業部門が自家輸送活動に要した経費の内訳を財・サービスにマトリックスで示した「自家輸送マトリックス」が付帯表として、旅客及び貨物について作成される。

| 列コード | 行コード | 部門名称 |
|----------|-----------|-------------|
| 7132-01P | 7132-011P | 自家輸送（貨物自動車） |

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 自己の需要に応じて、自家用自動車を使用

(注意点) して貨物の輸送（マイカーを除く。）を行う活動を範囲とする。
 自家輸送（旅客自動車）に同じ。

| 列コード | 行コード | 部門名称 |
|---------|----------|------|
| 7141-01 | 7141-011 | 外洋輸送 |

(担当府省庁) 国土交通省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類421「外航海運業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 外国航路運輸業の旅客・貨物輸送

(注意点) ① 日本標準産業分類の細分類4241「船舶貸渡業（内航船舶貸渡業を除く）」は本部門の範囲とするが、用船料の受払はすべて自部門取引となるので生産額には計上しない。ただし、外国の「海洋運輸業」又は「船舶貸渡業」との間の用船は、国際収支のバランスからこれを計上し、そのうち、輸入（用船料支払）分は、自部門交点に計上するものとする。以上については、他の輸送機関（「7122-01 道路貨物輸送」、「7142-01 沿海・内水面輸送」、「7151-01 航空輸送」、「7161-01 貨物運送取扱」等）における事業者間の用船（用車、用機）についても同様の扱いとする。
 ② 海上貨物運送取扱業が行う活動は本部門に含めず、「7161-01 貨物運送取扱」部門に含める。

(対応するISIC)

6110 海洋・沿海水上運送業

| 列コード | 行コード | 部門名称 |
|---------|----------|------------|
| 7142-01 | | 沿海・内水面輸送 |
| | 7142-011 | 沿海・内水面旅客輸送 |
| | 7142-012 | 沿海・内水面貨物輸送 |

(担当府省庁) 国土交通省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類422「沿海海運業」及び423「内陸水運業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 沿海旅客運輸業（旅客定員12人以下の船舶によるものも含む。）の旅客輸送、沿海貨物運輸業の貨物輸送、港湾旅客運輸業の旅客輸送、河川水運業、湖沼水運業の旅客・貨物輸送

(注意点) 日本標準産業分類の細分類4242「内航船舶貸渡業」は本部門の範囲とするが、用船料の受払はすべて自部門取引となるので、生産額には計上しない。海上貨物運送取扱業が行う活動は本部門に含めず、「7161-01 貨物運送取扱」部門に含める。

(対応するISIC)

6110 海洋・沿海水上運送業

| 列コード | 行コード | 部門名称 |
|---------|----------|------|
| 7143-01 | 7143-011 | 港湾運送 |

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類452「港湾運送業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 一般港湾運送業、船内荷役業、はしけ運送業（はしけ及びいかだのえい航を含む。）、沿岸荷役業及びいかだ運送業の荷役

(対応するISIC)

6301 貨物取扱業

| 列コード | 行コード | 部門名称 |
|---------|----------|----------|
| 7151-01 | | 航空輸送 |
| | 7151-011 | 国際航空輸送 |
| | 7151-012 | 国内航空旅客輸送 |
| | 7151-013 | 国内航空貨物輸送 |
| | 7151-014 | 航空機使用事業 |

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類43「航空運送業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 航空運送業による国際・国内の旅客・貨物輸送、航空機使用事業（薬剤散布、航空写真撮影等）

(注意点) 利用航空運送業の行う活動は、本部門に含めず、「7161-01 貨物運送取扱」部門に含める。

(対応するISIC)

6210 定期航空運送業
 6220 不定期航空運送業

| 列コード | 行コード | 部門名称 |
|---------|----------|--------|
| 7161-01 | 7161-011 | 貨物運送取扱 |

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類414「集配利用運送業」及び453「貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）」の活動を範囲とする。

(品目例示) 第一種利用運送業、第二種利用運送業、運送取次業

(注意点) 本部門の生産額は、他部門との貨物運賃の重複計上を避けるため、運賃・料金收入から実運送機関への支払い運賃・料金を控除したものとする。

(対応するISIC)

6023 道路貨物運送業
 6301 貨物取扱業
 6309 その他の輸送代理店業

| 列コード | 行コード | 部門名称 |
|---------|----------|------|
| 7171-01 | 7171-011 | 倉庫 |

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類44「倉庫業」及び協同組合倉庫の活動を範囲とする。

(品目例示) 普通倉庫業（野積倉庫、サイロ倉庫、タンク倉庫、トランクルームを含む。）、冷蔵倉庫業、水面木材倉庫業、農業協同組合倉庫、水産業協同組合倉庫、森林組合倉庫、中小企業等協同組合倉庫等の物品の保管・荷役

(注意点) 自家用の倉庫は各産業の活動に含めるが、協同組合倉庫については営業倉庫と同様の料金徴収が行われていることから、本部門の活動範囲とする。

(対応するISIC)

6302 貯蔵・倉庫業務

| 列コード | 行コード | 部門名称 |
|---------|----------|------|
| 7181-01 | 7181-011 | こん包 |

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類456「こん包業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 荷造業、貨物こん包業、組立こん包業、工業製品組立こん包業、輸出こん包業

(注意点) 自家こん包活動については、各部門におけるこん包（包装）資材の投入として扱い、本部門には含めない。

(対応するISIC)

6309 その他の輸送代理店業

| 列コード | 行コード | 部門名称 |
|---------|----------|----------|
| 7189-01 | 7189-011 | 道路輸送施設提供 |

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類457「運輸施設提供業」のうち道路輸送に係るもの及び中分類73「駐車場業」から自動車の保管を目的とする駐車場及び路面上に設置される駐車場を除いた活動を範囲とする。

(品目例示) 自動車道業、有料道路、有料橋、有料トンネル、自動車ターミナル、「貨物荷扱固定施設業」のうち道路輸送に係るもの、有料駐車場

(注意点) ① レンタカー及びリースカーは「8514-01 貸自動車業」に含める。
② 自動車の保管を目的とする月極め駐車場等については土地の賃借とみなし、「6411-01 不動産仲介・管理業」に計上する。
③ 駐車場のうち路上駐車場は必要な量の路外駐車場の整備がなされるまでの暫定的な措置とされていること、公安委員会が設置するパーキング・メータ及びチケットは道路を有効に使用するための駐車時間規制を目的としていることから、本部門に含めず、

「8112-01公務（地方）★★」の範囲とする。

(対応するISIC)

6303 その他の運輸に附帯するサービス業

| 列コード | 行コード | 部門名称 |
|---------|----------|----------|
| 7189-02 | 7189-021 | 水運施設管理★★ |

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類4575「桟橋泊きよ業」、細分類4574「貨物荷扱固定施設業」のうち荷役桟橋設備等の港湾関係分、小分類381「上水道業」のうち船舶給水業及び小分類459「その他の運輸に附帯するサービス業」のうち航路標識事務所（灯台）、海上交通センター等による水路情報提供活動を範囲とする。

(品目例示) 港湾・漁港の管理、水路情報の提供

(注意点) ① 埠頭公社等が港湾区域内で行う一部施設の管理活動も本部門の範囲とする。

② とん税及び特別とん税については、本来、入港外航船の船長又は運航者が直接、税関に納付するものであるが、外洋輸送が港湾施設を使用する際のコストであるため、同部門が本部門を投入するものとし、本部門の経費として間接税に計上することで、生産額に含める。同様に、運河通行税及び灯台税についても、本部門の範囲とするが輸入のみである。

(対応するISIC)

4100 水収集・浄化・供給業

6303 その他の運輸に附帯するサービス業

| 列コード | 行コード | 部門名称 |
|---------|----------|--------------|
| 7189-03 | 7189-031 | その他の水運付帯サービス |

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類4599「その他の運輸に附帯するサービス業」のうち、検数業、検量業、運輸鑑定業、水先案内業、サルベージ業、海難救助業、綱取業、引船業の活動を範囲とする。

(品目例示) 水先、検数、検量、鑑定

(対応するISIC)

6303 その他の運輸に附帯するサービス業

| 列コード | 行コード | 部門名称 |
|---------|----------|---------------|
| 7189-04 | 7189-041 | 航空施設管理（国公営）★★ |

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類4576「飛行場業」に相当する範囲のうち、国及び地方公共団体の行う空港（第一種、第二種及び第三種）の管理活動及び小分類459「その他の運輸に附帯するサービス業」に相当する範囲のうち、航空交通管制活動を範囲とする。

(品目例示) 空港管理、航空交通管制
 (注意点) ① 新東京国際空港公団の行う空港管理活動は「7189-05 航空施設管理（産業）」に含める。
 ② 輸入(外国の航空施設利用に係る支払い)は「7189-05 航空施設管理（産業）」に計上する。

(対応するISIC)
 6303 その他の運輸に附帯するサービス業

| 列コード | 行コード | 部門名称 |
|---------|----------|------------|
| 7189-05 | 7189-051 | 航空施設管理（産業） |

(担当府省庁) 国土交通省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類4576「飛行場業」に相当する範囲のうち、国及び地方公共団体以外の行う活動を範囲とする。

(品目例示) 空港管理
 (注意点) ① 新東京国際空港公団の行う空港管理活動は公的企業扱いとして本部門に含める。
 ② 輸入(外国の航空施設利用に係る支払い)はすべて本部門に計上する。

(対応するISIC)
 6303 その他の運輸に附帯するサービス業

| 列コード | 行コード | 部門名称 |
|---------|----------|--------------|
| 7189-06 | 7189-061 | その他の航空付帯サービス |

(担当府省庁) 国土交通省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類459「他の運輸に附帯するサービス業」のうち航空管制活動以外の、航空輸送に付帯する活動（機内飲食物売上、運行サービス、乗客の乗降及び積み卸しに係る空港内の活動、航空燃料の管理及び給油手数料、その他航空に付帯した役務等）を範囲とする。

(品目例示) 航空機給油施設提供、利便施設提供、供給施設提供

(注意点) 空港ターミナルビル等は「6411-02 不動産賃貸業」に、空港外にわたる送迎バスは「7121-01 バス」に、給油（燃料販売）は「商業」に、航空機整備は「3622-10 航空機修理」にそれぞれ含める。

(対応するISIC)
 6303 その他の運輸に附帯するサービス業

| 列コード | 行コード | 部門名称 |
|---------|----------|-----------------|
| 7189-09 | 7189-099 | 旅行・その他の運輸付帯サービス |

(担当府省庁) 国土交通省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類451「旅行業」、454「運送代理店」、455「運輸あっせん業」及び459「他の運輸に附帯するサービス業」のうち、観光協会等の行う活動を範囲とする。

(品目例示) 旅行業、運送代理店、運輸あっせん業等の

取扱

(注意点) 本部門は、運輸業のうち他の部門に属しない産業が含まれる。

(対応するISIC)

6303 その他の運輸に附帯するサービス業
 6304 旅行代理店、旅行オペレータ・他に分類されない旅行者支援活動